

岡山ラグビースクール・ミニラグビー部会 会則

岡山ラグビースクール・ミニラグビー部会

《名称》

第1条 当団体は、岡山ラグビースクールの内部組織として、岡山ラグビースクール・ミニラグビー部会（以下「スクール」という）と称する。通称を「岡山ラグビースクール」という。

《所在》

第2条 スクールの本部所在地はスクール代表の住所とする。

《目的》

第3条 スクールはラグビーフットボールを通じ、子供達の心身の健全育成、知力、体力及び相互信頼の醸成に努めていくことを目的とする。

《活動》

第4条 スクールは、前条の目的を達成するために、ラグビーフットボールの練習、試合、講習会及びその他、前条で定めた目的達成に必要な活動を行う。また、スクールの運営並びに指導については、保護者会の協力を仰ぐものとする。

《構成》

第5条 スクールは、幼児及び小学生で入会が認められた者（以下「スクール生」という）及びスクール生の保護者並びにスクール協力者で構成する。また、スクール構成員は会則並びにその他、スクールの規則を遵守しなければならない。なお、中学生はジュニアラグビー部に属する。

《入会》

第6条 入会を希望する者は所定の入会申込書をスクール代表に提出するものとする。また、1年間を通じて随時入会できるものとする。

《組織及び役員》

第7条 スクールに運営部及び指導部を置き、各部に役職を設置する。

【運営部】

- 1) 校長 1名（岡山ラグビースクール総代表）
- 2) 代表 1名（ミニラグビー部会統括）
- 3) 副代表 2名
- 4) 監督 1名（通称を「ヘッドコーチ」という。）
- 5) 主務 2名
- 6) 会計 1名
- 7) 安全対策 1名
- 8) 広報 1名
- 9) 普及育成 2名
- 10) 監査 1名

【指導部】

- 11) 主任指導員 4名（通称を「チーフコーチ」という。）
- 2、第1項に定めた運営部及び指導部の各役職を、スクール役員とする。
- 3、監査は、他の運営部役職を兼務してはならない。

《役員の責務》

第8条 運営部役員は、運営に関する一切の判断を行うとともに業務遂行の責務を負う。

- 2、校長は、スクールを代表し、ミニラグビー部会及びジュニアラグビー部会の校務を総理する。
- 3、代表は、ミニラグビー部会を統括する。
- 4、副代表は、代表を補佐し、代表不在の際はその任を引き継ぐ
- 5、監督は、第3条に基づく指導方針・計画を策定し、指導部を統括する。
- 6、監督は、スクール生保護者及びスクール協力者の中から必要に応じ代表の承認を経て若干名の指導員を任命することができる。また、任命された指導員（通称を「コーチ」という）は指導部に属する。
- 7、主任指導員並びに指導員は、第5項で定めた指導方針・計画に基づき指導にあたる。

- 8、スクール役員は、代表の職務を補佐し、円滑な運営に必要な業務を分掌する。
- 9、監査は、各運営部の業務遂行を監査するとともに、年度末に会計監査を行い、速やかにその結果を代表に報告しなければならない。

《役員任期》

- 第9条 スクール役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2、スクール役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出または指名しなければならない。その場合の任期は前任者の在任期間とする。
 - 3、選出及び指名の方法は第10条に準ずる。

《役員選出・承認》

- 第10条 スクール役員は、スクール生保護者及びスクール協力者の中から推薦、互選にて選出され、総会において承認を受けなければならない。

《役員資格の喪失》

- 第11条 スクール役員並びに指導員の資格は、1)健康上の理由、2)スクールの品位を著しく傷つける等の背信行為が見受けられた場合、3)スクール役員および指導員としてふさわしくない行為とみなされた場合、スクール役員会の議を経て取り消すことができる。

《会議》

- 第12条 スクールの会議は、総会・スクール役員会・指導員会とする。
- 2、総会は、年次定例1回とし保護者会と協同し開催する。
 - 3、スクール役員会は、年次定例3回開催とし、代表もしくは副代表が召集する。
 - 4、指導員会は、年次定例3回開催とし、監督が代表の承認を経て召集する。
 - 5、スクールの会議は、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

《会計・事業年度》

- 第13条 スクールの会計及び事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日を終わりとする。
- 2、スクールの会計及び事業の結果は、会計監査を受けたのち、総会において報告されなければならない。

《会費》

- 第14条 スクール生及びスクール役員は、別に定める会費をスクールに納入しなければならない。
- 2、既納会費は、原則として返還しないものとする。
 - 3、会費の納入方法その他詳細については、添付資料1.「岡山ラグビースクール・ミニラグビー部会費」にて定める。(平成29年度改正)

《経費》

- 第15条 スクールの運営経費は、第14条に定める会費のほか、必要に応じて納入される臨時会費、寄付金、その他スクール活動を通じて生じる余剰金等を充当する。

《スクール生資格の喪失》

- 第16条 スクール生の資格は、健康上の理由、またはスクール生としてふさわしくない行為等により、スクール役員会の議を経て取り消すことができる。
- 2、代表に、退会を申し出たとき。

《安全管理》

- 第17条 スクールは、事故の未然防止に努め、最大限の注意を払うものとする。
- 2、万一事故が発生した場合には、速やかに最善の措置を講ずるとともに関係各所への連絡を行わなくてはならない。
 - 3、スクール生及び指導員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。
なお、当該保険加入手続きは、スクールが代行し、当該保険料は、第14条で定めた会費に添えて納入するものとする。
 - 4、スクールの責任は、第6条で定めた入会申込書に明記された内容の範囲で負うものとする。

《会則の改廃》

- 第18条 本会則及び別に定めた規定等の改正・廃止は、スクール役員会において審議し決定する。その審議結果は、改正・廃止に至らなかった場合であっても速やかに保護者会に報告しなければならない。

2、スクール生およびスクール生の保護者は、本会則及び別に定めた規約等の改正・廃止を
スクール役員会に提起することができる。

《会則の制定》

第19条 本会則の定めるものの他、スクールの運営等に必要な事項は別に定めるものとする。

《附則》

この会則は、平成25年 4月 1日より施行する。

この会則は、平成25年 4月 1日より施行する。

この会則は、平成27年 4月 1日より施行する。

この会則は、平成29年 4月 1日より施行する。

岡山ラグビースクール・ミニラグビー部会 会費

- 1、スクール生1名当たりの年会費を10,700円（現行6,200円）とする。
- 2、年会費については上半期と下半期の2回に分けて半額ずつの徴収とする。
上半期5,700円については4月末日、下半期5,000円については10月末日までに納付すること。
- 3、別に、保護者会費2,000円、個人登録料1,500円、傷害保険料800円とする。
これらの費用4,300円については上半期に一括徴収とする。
- 4、年度中途に入校したスクール生の年費及び保護者会費については別途、スクール役員会・保護者会での
の
認認の上、決定する。
- 5、上記に定める各費用の変更に際しては、岡山ラグビースクール総会への提起の上、了承されること。

(補足資料)

★年度中途に入校したスクール生の年会費・保護者会費について

入校時期	年会費	保護者会費
4月～9月	10,700円	2,000円
10月～12月	5,000円	1,000円
1月～3月	3,500円	500円